

(4) ロゴ

北海道 AT ロゴマーク (カラー・ポジ)

A



B



C



D



E



F



北海道 AT ロゴマーク (カラー・ネガ)

A



B



C



D



E



F



北海道 AT ロゴマーク使用規約

アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実行委員会事務局

アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実行委員会（以下「実行委員会」という。）が作成した「北海道 AT ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）の使用及び管理に関し、次のとおり使用規約を定める。

（目的）

第1条 ロゴマークは、北海道のアドベンチャートラベル（以下「AT」という。）を象徴するシンボルとして、制作物、媒体等に広く使用し、北海道 AT の認知度を高めるほか、北海道 AT に資する取組を推進することを目的とする。

（デザインの基準）

第2条 ロゴマークのデザインは、別添「北海道 AT ロゴマークデザインマニュアル」（以下、「マニュアル」という）に基づくものとし、使用に当たっては実行委員会が提供する画像データを使用し、ロゴマークの一部使用や変形、色等のデザインの変更は認めない。

なお、使用する媒体、商品、商品パッケージの大きさ等態様に応じ、マニュアルに示す文章（ロゴタイプ及びキャッチコピー）との組み合わせができるものとする。

（申請の事務）

第3条 ロゴマークの使用に関する事務は、実行委員会事務局（以下「事務局」という。）が行う。

（使用の申請）

第4条 ロゴマークの使用を希望する者は、「北海道 AT ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）」を、事務局に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1） 実行委員会、実行委員会の構成員又は実行委員会の顧問となっている組織が AT の普及啓発を図ることを目的に使用する場合
- （2） 新聞、テレビ等の報道機関が報道を目的に使用する場合
- （3） その他事務局が申請を要しないと認めた場合

（使用基準）

第5条 事務局は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用を承認しない。

- （1） 北海道 AT のイメージを損ない、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- （2） 使用者固有の商標であると誤解を与えると認められるおそれがある場合
- （3） 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- （4） 特定の個人、団体等の売名、利益等のために利用されるおそれがある場合

- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (6) 第2条に規定する、「北海道 AT ロゴマークデザインマニュアル」に反する使用のおそれがある場合
- (7) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (8) 実行委員会が実施する事業の妨げになるおそれがある場合
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定する目的に反するおそれがある場合

(使用の範囲)

第6条 ロゴマークの使用は、次の範囲とし、北海道 AT の普及啓発に寄与するものとする。

- (1) 標識、看板、横断幕、のぼり旗、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、ホームページ、ポストカード、カレンダー、ステッカー、ピンバッジ、広報誌、封筒、名刺等の媒体及び制服、ユニフォーム等の服飾や用具等の物品等。
- (2) 北海道 AT の取組に賛同・応援する企業の商品または商品パッケージ。
- (3) その他、普及啓発が期待できる媒体等。

(使用承認)

第7条 事務局は、第4条の申請書を受理した場合、その内容を審査し、その使用が適当と認められる場合は、「北海道 AT ロゴマーク使用承認書（様式第2号）」により通知するものとする。

2 事務局は、審査の結果、不相当と認められる場合は、「北海道 AT ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）」により通知するものとする。

(使用承認の期間)

第8条 使用承認の期間は、承認日から令和6年3月31日までとし、期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請しなければならない。また、使用を中止する場合は、使用者は速やかにその旨を届け出るものとする。

(遵守事項)

第9条 使用者は、使用承認された使用内容で使用するものとし、その使用内容に変更がある場合は、第4条の規定により使用承認の申請を行うものとする。

2 ロゴマークを商品または商品パッケージ等に使用する場合は、ロゴマークが商品名として消費者に誤認されないようなデザインとすること。

(使用料及び手数料)

第10条 ロゴマークの使用料及び手数料は、無償とする。

(商標登録等)

第11条 何人も、ロゴマーク並びにロゴマークを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(改善の指示)

第12条 事務局は、使用者が承認された使用内容を逸脱して使用していると認めた場合は、使用者に改善を指示することができる。

(承認の取り消し等)

第13条 事務局は、使用者が速やかに前条の改善に係る措置を講じない場合、使用承認を取り消し、使用を差し止めることができる。

(使用者の責務)

第14条 使用者は、信義に従い、誠実にこの使用規約を履行しなければならない。

2 実行委員会がロゴマーク使用者の事業の推奨や商品等の品質保証を示すものではなく、商品の表示・安全性に関する事項については、各種法律に基づき、使用者が全て責任を負うものとし、誤解を与えるような形態、方法にて使用してはならない。

3 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、事務局は一切の責任を負わない。また、問題が発生した際は、使用者は速やかに事務局に報告するとともに、使用者の責任において対策を講じなければならない。

(経費等の負担)

第15条 実行委員会は、ロゴマークを使用した者に対し、その使用に係る製造等の経費または役務を負担しない。

(疑義等)

第16条 この使用規約に定めのない事項及びこの使用規約に関して生じた疑義については、事務局と使用者が協議して定めるものとする。

附則

第1条 本規約は令和5年(2023年)3月31日から施行する。

第2条 第4条に規定する使用申請は、令和5年(2023年)9月15日以降に受け付ける。